平成２３年（フ）第１２０号
静岡県伊豆市八幡221番地の６
債務者　岩佐　信昭
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
静岡県沼津市大岡1957番地の23
債務者　大嶽　利佳
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
京都市左京区岩倉下在地町209番地　クレセント21　303
債務者　長村　康平
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
京都市右京区山ノ内宮前町７番地３　ウエストヴィラージュ301
債務者　西山　貴也
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
京都市山科区大塚北溝町49番地１
債務者　伊藤　和則
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
京都市右京区西院西淳和院町18番地２　ヒラナカハイツⅡ201号室
債務者　上田　英子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
京都市山科区椥辻中在家町28番地365　ドリームハイツ広瀬306
債務者　井本　道男
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地３―502
債務者　嶋﨑　千秋
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
京都市北区紫竹西野山町48番地２　北山シキシママンション304号室
債務者　松島　美紀
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
京都市山科区大宅坂ノ辻町５番地の３
債務者　西田　安盛
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
京都府久世郡久御山町大橋辺５　ライオンズマンション京都淀第２　403号、住民票上の住所京都市伏見区深草真宗院山町４番地
債務者　堅田　智里
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９８号
堺市東区西野288番地59　ビレッジ西野306号
債務者　阪井　　忍
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
大阪府河内長野市千代田南町２番18―201号、前住所大阪府河内長野市市町936番地の２
債務者　富永智加子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
大阪府藤井寺市沢田２丁目８番32号
債務者　古井志緒路（旧姓常藤）
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
堺市西区草部1800番地　４棟907号
債務者　中矢運送こと　中矢　裕文
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
大阪府柏原市国分東条町13番29号
債務者　鯖江　　睦
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
大阪府松原市阿保２丁目38番地の１　102号、前住所大阪府松原市東新町２丁目201番地の８
債務者　岡田　道子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係